

日医発第506号(保117)
平成20年7月30日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

平成20年における組合員証等の検認について

平成20年における国家公務員共済組合の組合員証等の検認が実施される旨、財務省主計局長より別添のとおり周知方協力依頼がありましたので、ご連絡いたします。

検認の概要は下記のとおりでありますので、貴会会員への周知方ご高配賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 組合員証等の検認は平成20年9月から10月までの間（裁判所共済組合、日本郵政共済組合においては、平成20年7月から10月までの間）で本部長が定める期間中に実施する。
2. 組合は組合員証等の検認を実施するにあたり、組合員若しくは被扶養者の療養のため又は事務処理等の理由によりやむを得ない場合は、別紙様式により「共済組合員資格証明書」を発行する。

(添付資料)

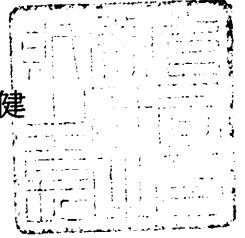
平成20年における組合員証等の検認について

(平20.7.11 財計第1667号 財務省主計局長通知)

財計第1667号
平成20年7月11日

日本医師会会長 殿

財務省主計局長 丹呉 泰健



平成20年における組合員証等の検認について

標記のことについて、別紙のとおり実施することとしたので、通知します。

なお、貴関係機関、団体等に対する周知徹底方、よろしくお願い致します。

(別紙)

各共済組合（日本郵政共済組合を除く。）代表者宛通知

平成20年における組合員証等の検認について

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(平成19年財務省令第52号。以下「平成19年改正省令」という。)附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成19年改正省令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号。以下「改正前国共済施行規則」という。)第92条第1項、第95条第4項、第95条の2第3項及び第125条第2項並びに平成19年改正省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則(以下「施行規則」という。)第105条の5第7項、第105条の7の2第4項及び第105条の9第4項の規定に基づく、平成19年改正省令附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済施行規則第89条、第95条第2項、第95条の2第1項及び第125条第1項の規定により交付された組合員証、遠隔地被扶養者証、高齢受給者証、船員組合員証及び船員組合員被扶養者証並びに施行規則第105条の5第4項、第105条の7の2第2項及び第105条の9第2項により交付された特定疾病療養受領証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「組合員証等」という。)の平成20年度における検認は、下記により実施するものとする。

記

(平成20年における検認について)

- 1 組合員証等の検認を行うにあたっては、次の点に留意すること。
 - ① 提出された組合員証等については、組合員原票等と照合して組合員の資格の有無を確認すること。
 - ② 被扶養者を有する組合員に係る組合員証等の検認については、被扶養者認定の可否につき、施行規則別紙様式第10号による被扶養者申告書の提出を求め、再確認を行うとともに、組合員原票等を整備し、無資格者の排除に努めること。
 - ③ 検認のために回収した組合員証等の療養給付記録欄等の記載事項については、できるだけ診療報酬請求明細書の諸事項と照査する等適宜の措置を講じ、適正給付が図られるよう努めること。
 - ④ 組合は、組合員証等の検認を実施するにつき、組合員若しくは被扶養者の療養のため又は事務処理等の理由によりやむを得ない場合は、別紙様式により「共済組合員資格証明書」を発行し、これらの者の受診に支障のないよう措置を講ずること。
この場合において、当該共済組合員資格証明書には、組合(保険者)番号を組合員証における共済組合コード番号の記載方法に準じて記載することとする。

(検認期間及び検認印について)

- 2 組合員証等の検認は、本年9月(裁判所共済組合においては、本年7月)から10月までの間で本部長が定める期間中に実施することとする。
また、この証として、組合員証の第1面の右上に検認年月日(実際に検認した年月日)を示した検認印を押印し、検認の事跡を明確にした後、直ちに組合員に返却すること。

日本郵政共済組合代表者宛通知

平成20年における組合員証等の検認について

国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。）第92条第1項（第95条第3項、第95条の2第3項、第105条の5第7項、第105条の7の2第4項及び第105条の9第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、施行規則第89条、第95条第1項、第95条の2第1項、第105条の5第4項、第105条の7の2第2項及び第105条の9第2項の規定により交付された組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、及び限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「組合員証等」という。）の平成20年における検認は、下記により実施するものとする。

記

（平成20年における検認について）

- 1 組合員証等の検認を行うにあたっては、次の点に留意すること。
 - ① 提出された組合員証等については、組合員原票等と照合して組合員の資格の有無を確認することとし、検認終了後は、直ちに組合員に返却すること。
 - ② 組合員被扶養者証交付を行っている組合員に対しては、施行規則別紙様式第10号による被扶養者申告書の提出を求め、被扶養者認定の可否につき、再確認を行うとともに、組合員原票等を整備し、無資格者の排除に努めること。
 - ③ 組合は、組合員証等の検認を実施するにつき、組合員若しくは被扶養者の療養のため又は事務処理等の理由によりやむを得ない場合は、別紙様式により「共済組合員資格証明書」を発行し、これらの者の受診に支障のないよう措置を講ずること。
この場合において、当該共済組合員資格証明書には、組合（保険者）番号を組合員証における共済組合コード番号の記載方法に準じて記載することとする。

（検認期間について）

- 2 組合員証等の検認は、本年7月から10月までの間で本部長が定める期間中に実施することとする。

別紙様式

共済組合員資格証明書				
		交付年月日	平成	年 月 日
		有効期間	自平成	年 月 日
			至平成	年 月 日
所 属 共済組合	所 在 地		組合（保険 者）番号	
	名 称			
組 合 員	組合員証 記号番号			
	氏名及び 生年月日	年 月 日		
	現 住 所			
	資格取得 年月日	年 月 日		
受 給 者	氏名及び 生年月日	年 月 日		
	現 住 所			
	組合員との 続 柄			
証明書発行の理由				
<p>上記の者は、当組合の組合員（被扶養者）で現に療養を受ける資格を有することを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">発行機関名称 印</p>				

備考 有効期間は、最小限の期間とし、交付の日から1月を超えないものとする。

日医発第506号(保117)

平成20年7月30日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐澤祥人

平成20年における組合員証等の検認について

平成20年における国家公務員共済組合の組合員証等の検認が実施される旨、財務省主計局長より別添のとおり周知方協力依頼がありましたので、ご連絡いたします。

検認の概要は下記のとおりでありますので、貴会会員への周知方ご高配賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 組合員証等の検認は平成20年9月から10月までの間（裁判所共済組合、日本郵政共済組合においては、平成20年7月から10月までの間）で本部長が定める期間中に実施する。
2. 組合は組合員証等の検認を実施するにあたり、組合員若しくは被扶養者の療養のため又は事務処理等の理由によりやむを得ない場合は、別紙様式により「共済組合員資格証明書」を発行する。

(添付資料)

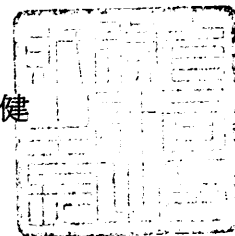
平成20年における組合員証等の検認について

(平20.7.11 財計第1667号 財務省主計局長通知)

財計第1667号
平成20年7月11日

日本医師会会長 殿

財務省主計局長 丹呉 泰健



平成20年における組合員証等の検認について

標記のことについて、別紙のとおり実施することとしたので、通知します。

なお、貴関係機関、団体等に対する周知徹底方、よろしくお願い致します。

(別 紙)

各共済組合（日本郵政共済組合を除く。）代表者宛通知

平成20年における組合員証等の検認について

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(平成19年財務省令第52号。以下「平成19年改正省令」という。)附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成19年改正省令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号。以下「改正前国共済施行規則」という。)第92条第1項、第95条第4項、第95条の2第3項及び第125条第2項並びに平成19年改正省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則(以下「施行規則」という。)第105条の5第7項、第105条の7の2第4項及び第105条の9第4項の規定に基づく、平成19年改正省令附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済施行規則第89条、第95条第2項、第95条の2第1項及び第125条第1項の規定により交付された組合員証、遠隔地被扶養者証、高齢受給者証、船員組合員証及び船員組合員被扶養者証並びに施行規則第105条の5第4項、第105条の7の2第2項及び第105条の9第2項により交付された特定疾病療養受領証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「組合員証等」という。)の平成20年度における検認は、下記により実施するものとする。

記

(平成20年における検認について)

- 1 組合員証等の検認を行うにあたっては、次の点に留意すること。
 - ① 提出された組合員証等については、組合員原票等と照合して組合員の資格の有無を確認すること。
 - ② 被扶養者を有する組合員に係る組合員証等の検認については、被扶養者認定の可否につき、施行規則別紙様式第10号による被扶養者申告書の提出を求め、再確認を行うとともに、組合員原票等を整備し、無資格者の排除に努めること。
 - ③ 検認のために回収した組合員証等の療養給付記録欄等の記載事項については、できるだけ診療報酬請求明細書の諸事項と照査する等適宜の措置を講じ、適正給付が図られるよう努めること。
 - ④ 組合は、組合員証等の検認を実施するにつき、組合員若しくは被扶養者の療養のため又は事務処理等の理由によりやむを得ない場合は、別紙様式により「共済組合員資格証明書」を発行し、これらの者の受診に支障のないよう措置を講ずること。
この場合において、当該共済組合員資格証明書には、組合(保険者)番号を組合員証における共済組合コード番号の記載方法に準じて記載することとする。

(検認期間及び検認印について)

- 2 組合員証等の検認は、本年9月(裁判所共済組合においては、本年7月)から10月までの間で本部長が定める期間中に実施することとする。

また、この証として、組合員証の第1面の右上に検認年月日(実際に検認した年月日)を示した検認印を押印し、検認の事跡を明確にした後、直ちに組合員に返却すること。

日本郵政共済組合代表者宛通知

平成20年における組合員証等の検認について

国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。）第92条第1項（第95条第3項、第95条の2第3項、第105条の5第7項、第105条の7の2第4項及び第105条の9第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、施行規則第89条、第95条第1項、第95条の2第1項、第105条の5第4項、第105条の7の2第2項及び第105条の9第2項の規定により交付された組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、及び限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「組合員証等」という。）の平成20年における検認は、下記により実施するものとする。

記

（平成20年における検認について）

- 1 組合員証等の検認を行うにあたっては、次の点に留意すること。
 - ① 提出された組合員証等については、組合員原票等と照合して組合員の資格の有無を確認することとし、検認終了後は、直ちに組合員に返却すること。
 - ② 組合員被扶養者証交付を行っている組合員に対しては、施行規則別紙様式第10号による被扶養者申告書の提出を求め、被扶養者認定の可否につき、再確認を行うとともに、組合員原票等を整備し、無資格者の排除に努めること。
 - ③ 組合は、組合員証等の検認を実施するにつき、組合員若しくは被扶養者の療養のため又は事務処理等の理由によりやむを得ない場合は、別紙様式により「共済組合員資格証明書」を発行し、これらの者の受診に支障のないよう措置を講ずること。
この場合において、当該共済組合員資格証明書には、組合（保険者）番号を組合員証における共済組合コード番号の記載方法に準じて記載することとする。

（検認期間について）

- 2 組合員証等の検認は、本年7月から10月までの間で本部長が定める期間中に実施することとする。

別紙様式

共済組合員資格証明書			
交付年月日		平成	年 月 日
有効期間		自平成	年 月 日
		至平成	年 月 日
所 属 共済組合	所 在 地		組合（保険 者）番号
	名 称		
組 合 員	組 合 員 証 記 号 番 号		
	氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日	
	現 住 所		
	資 格 取 得 年 月 日	年 月 日	
受 給 者	氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日	
	現 住 所		
	組 合 員 と の 続 柄		
証 明 書 発 行 の 理 由			
<p style="text-align: center;">上記の者は、当組合の組合員（被扶養者）で現に療養を受ける資格を有することを証明する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">発行機関名称 印</p>			

備考 有効期間は、最小限の期間とし、交付の日から1月を超えないものとする。